

神戸灘の酒による乾杯を推進する条例

神戸市は、日本一の生産量を誇る灘の酒を有する日本屈指の酒どころであります。灘の酒の歴史は遠く室町時代に遡り、日本の伝統産業として、また地域に欠かせない地場産業として、市民の生活と結びつき市民の誇りとなっています。このような伝統のある灘の酒を抱く神戸市は、灘の酒造りの伝統を守り、日本酒を通して日本の文化を世界に発信するとともに将来に引き継いでいく責務があります。

ここに、市は、灘の酒に関わる事業者（以下「事業者」という。）及び市民と一緒にとなって灘の酒を盛り立てていくことを決意し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、灘の酒による乾杯を推進することにより、日本文化に対する理解を深めるとともに、郷土への誇りの醸成に資することを目的とする。

（市及び事業者の役割）

第2条 市及び事業者は、灘の酒による乾杯を推進するよう努めるものとする。

（市民の理解）

第3条 市及び事業者は、灘の酒による乾杯を推進するに当たっては、市民の自発的な意思を尊重し、その理解と協力を得て行うものとする。

（他の神戸の酒への配慮）

第4条 市及び事業者は、神戸市においてはワイン、ビールその他の灘の酒以外の酒（以下「他の神戸の酒」という。）の生産も行われていることから、灘の酒による乾杯を推進するに当たっては、他の神戸の酒について配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。